

中小企業の決算実務と申告税務のポイント

税理士 佐藤善恵

第6回 納税資金の準備（消費税）

ポイント 消費税額の概算を知る

消費税額の概算を知る 税務

次の方法は、申告のための厳密な計算方法ではありませんが、消費税額の概算を知るために
有用です。決算整理をした後に計算してみましょう。

① 税込経理で簡易課税のとき

【計算例】サービス業（第五種事業）

課税売上（税込）35,100,350円

(1) 税抜の課税売上高を求める

$$35,100,350 \times \frac{100}{105} \div 33,428,904$$

(2) みなし仕入税率(※)50%から消費税（地方消費税を含みます。）を求める

$$33,428,904 \times (1 - 50\%) \times 5\% \div 835,700 \rightarrow \text{年税額合計}$$

(※) 事業区分ごとに決められています（下表「簡易課税制度の事業区分の表」参照）。

① 税込経理

P/L (単位：円)

売上高	35,100,350
売上原価	9,510,042

売上総利益	25,590,308
販管費及び一般管理費	18,842,040

② 税抜経理で原則課税のとき

【計算例】

$$\begin{array}{l} \text{課税売上にかかるもの(A)} \\ 1,671,445 \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税仕入にかかるもの(B)} \\ 687,711 \end{array} = 983,734 \rightarrow \text{年税額合計}$$

(注意点)

期中の仕訳について、消費税の取引区分（課税、非課税、免税、課税対象外）が正しく行われているかどうかの確認が必要です。

- 消費税非課税（例）……………保険料、クレジット手数料など
- 消費税免税（例）……………国際電話料、国際郵便料など
- 消費税課税対象外（例）………租税公課、減価償却費、給与など

② 税抜経理

B/S (単位：円)

仮払消費税 687,711 課税仕入にかかるもの(B)	仮受消費税 1,671,445 課税売上に かかるもの(A)
-----------------------------------	---

簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業、金融・保険業などです。なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。